

措置状況の公表について

平成25年度定期監査の結果に基づき講じた措置について市長から通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により公表する。

平成27年3月26日

高梁市監査委員 廣兼 昭夫
高梁市監査委員 小林 重樹

記

指摘事項の概要	指摘に基づき講じた措置の概要
<p>総務課 「注意」</p> <p>①一部ではあるが、申請総件数の55%以上が事後申請の部署や申請総件数が10数件ではあるが全て事後申請の部署もあった。また、事後申請をされる理由の多くが、「災害時等の緊急出動」である。災害時においては、現場状況等の情報が錯綜し、安全予測が困難な状況であるからこそ、所属内の相互連絡及び出動にかかる所属長の判断がより重要となる。これは、出張命令に関しても同じである。職員の安全衛生管理の責任部署として、各部署へ注意喚起されたい。</p> <p>②本市の情報管理及び電算処理等業務については、業者から提示された内容、見積等を十分な精査をされないまま、委託契約しているものも見受けられる。情報管理及び電算処理等の総合調整を行う課として、情報管理及び電算処理等業務の委託内容等を十分精査、検討され、効率的で適正な委託業務になるよう努められることは当然であり、他の部署へも、その旨を周知徹底されたい。</p>	<p>機会あるごとに職員に対して、事前申請等について注意喚起を行うとともに、管理職員に対しても、連絡会議等通じて、所属職員の健康管理について周知を図っています。特に災害時は危険が伴うことから、自己の判断によらず、所属長等の指示を仰ぎ複数人で行動することや、所属内の連絡体制の徹底をお願いしております。</p> <p>高梁市行政情報化推進本部会議を6月4日に開催し、推進員（各所属に1名）に対し、電算処理等業務の契約や見積り徴取をする場合、内容について整合を図るため、総務課情報担当へ協議するように周知徹底を図りました。</p>
<p>監理課 「検討」</p> <p>①工事の設計業務における受託者からの誓約書を提出義務など、入札情報の守秘確</p>	<p>設計委託業務契約書の変更（全部改正）に併せて、受託者の積算資料等を含む成果</p>

<p>保を徹底する対策を講じられたい。職員への周知徹底、事務処理の適正性を確保する監督、指導を検討されたい。</p> <p>②進捗状況管理、協議記録等の整備を指導すること、特命随意契約の根拠理由を明確にし、契約金額の積算根拠を厳重に確認することを職員へ周知徹底して、事務処理の適正性を確保する監督、指導を検討されたい。</p> <p>「災害時等で緊急を要するとき」に該当する随意契約の状況把握を行うこと。 事後であっても報告を求める検討をされたい。</p>	<p>物の情報漏えいをさせない規定を明文化するとともに、同内容の誓約書を徴するよう周知の準備を行っています。</p> <p>監理課兼務職員の会議等で、進行管理等の記録整備を指導、周知しました。</p> <p>5月26日の通知で随意契約及び特命随意契約について周知を図るとともに、特命随意契約の回議確認の際に、理由等を審査し、契約額の積算根拠の適正化についても併せて指導を行っています。</p> <p>6月17日付け通知で、災害時等による随意契約の報告を周知し、状況把握を行っています。</p> <p>また、その他の工事及び設計業務委託随意契約についても、5月26日付け通知及び7月11日付け報告様式統一により報告を受け、状況把握に努めています。</p>
<p>建設課 「注意」</p> <p>①工事の中には、不測の事態によって、工期、契約金額などをやむを得ず変更しているものもあるが、不十分な事前調査、事業計画及び設計などが原因により、変更に至ったものも見受けられた。今後、事前の調査等を十分に行われ、事業計画及び起工設計の精度を高められたい。</p> <p>また、請負業者との現地立会を含めた協議記録等が残されていない。工事変更には、合理的な理由がなければならず、市民への説明責任を果たす観点からも工事打合わせ簿等の協議記録を整備されたい。</p>	<p>工事発注にあたっては現地調査、地元や関係機関との協議を行っていますが、工事においては埋設物や、土質などの変化によりやむを得ず工法、工期、請負金額の変更を余儀なくされる場合もあります。今後も調査を十分に行い、計画どおりに事業を進めていきたいと思っております。</p> <p>工事施工において、請負業者との協議により工法変更や、それに伴う金額変更も生じる場合があります。工事設計書には変更理由を記入しております。</p> <p>協議書は、現在、制度事業の工事については整備していますが、全ての工事にできていないのが現状です。</p> <p>今後、工事変更に伴う内容については、協議録を整備するように努めたいと思います。</p>
<p>上下水道課 「検討」</p> <p>①配水管等の施設の老朽化による地下漏水等により有収率が低い地域があり、安全で安心な水を確保、給水するために計画的な施設改修や施設の適正な維持管理等に努められたい。</p> <p>「注意」</p> <p>①水道料金等の未収金の適正管理について</p>	<p>専門業者による漏水調査の実施により、3箇所漏水を発見しました。また、老朽配管の更新について総合計画後期基本計画に、来年度より高山市簡易水道の布設替、成羽簡易水道の石綿管の更新をあげ、その他にも施設更新・修繕事業を継続実施するよう計画しており、施設の適正な維持管理に努めます。</p> <p>未納者に対する定期的な訪問・通知等に</p>

<p>ては、積極的、計画的かつ組織的に取り組まれない。</p>	<p>よる徴収活動を続けるとともに、年金月・ボーナス時の一斉徴収や給水停止措置に課全体で取り組み、過年分については 11 月末時点で、昨年度決算時の収納額を上回りました。</p>
<p>西部土木事務所 「検討」</p> <p>①畑地かんがい施設給水使用料の未収金の適正管理については、積極的、計画的かつ組織的に鋭意取り組まれない。</p> <p>②川上畑地かんがい施設（使用料等を含む。）の維持管理について、川上地域局との事務分掌を明確にされたい。</p>	<p>川上地域局において今後の取組みについて法律相談を行い、次のことを取り組んでいます。今現在 9 月末までに行うとしていた対象農地の把握に予想以上の時間を費やしており、荒廃地となり実際に使用料を徴収できない土地を調査中で、これができ次第、管理運営委員会を開催し不能欠損処分を行います。また、管理運営委員会が終わり次第督促状、納付書を送付します。</p> <p>平成 26 年 10 月 22 日に川上地域局及び西部土木事務所で打ち合わせを行った結果、他の部署でも実務を地域局で行い、予算要求を本課で行っている実例があります。実務内容等川上地域局と西部土木事務所で連絡を密にし対応を行います。</p>
<p>市民課 「注意」</p> <p>②備中ふれあいタクシー運行業務において、契約変更によらず運行内容を変更していた。（契約は後日変更）</p> <p>先行して契約変更をすること、変更協議及び指示は、必ず書面で行うなど、契約条項や法令等に即した適切な事務処理をされたい。</p> <p>③市民課は、市役所の顔と言うべき部署であり、市民の方をはじめ、様々な方が来庁され、最初に接することが多い部署である。新庁舎の完成後は、その「市役所の顔」に対する市民の目は、より厳しくなる。接遇をはじめ、市民の立場から、サービス提供のあり方を検証、検討されたい。特に、窓口の「ワンストップ化」は、関係課と連</p>	<p>平成 25 年 4 月 1 日契約の「平成 25 年度備中ふれあいタクシー運行業務」について、利用者ニーズを受け、地域公共交通会議での承認を経たうえで、契約期間途中の平成 25 年 10 月 1 日より運行ルートを一部延伸した際に、「運行業務委託仕様書」のみの変更で運行内容を変更していました。その後、変更後 1 ヶ月の利用状況を踏まえて、平成 25 年 11 月 1 日に運行事業者と契約変更に関する協議を行い、平成 25 年 11 月 15 日に変更契約を締結しましたが、ご指摘のとおり委託内容の変更時点で必要な契約の変更を完了しておくことが大原則であり、今後は契約条項や法令等に即した適切な事務処理を行ってまいります。</p> <p>市民の立場に立った窓口対応については、係内会議などで常に話し合い、問題があれば互いに注意しあい、改善策を検討するなど、満足度向上に努めています。</p> <p>また、現在の座席配置は、来庁者に背中を向けており、サービス提供としては非常に失礼であり、職員も来庁者に気づきにくく、さらに新庁舎においては、待合場所が</p>

<p>携、統括し、利用者の利便性の向上を図られたい。</p>	<p>広くなることも含め、サービス漏れのないよう、番号呼出システムを導入して対応できるよう事業調整課と検討中です。</p> <p>また、新庁舎では、総合案内係が市民課窓口から離れることから、「庁舎全体の案内係」の立場となると思われ、その上で、市民課としての手続き案内体制を検討していきます。</p> <p>また、ワンストップ化についても、関係各課と連携しながら対応に努めるとともに、他市町村窓口を参考にしながら利用者の利便性向上を図っていきます。</p>
<p>成羽地域局 「注意」</p> <p>②吹屋ふれあいの森については、昨年8月に現地を視察した際には、バンガロー以外の施設が使用禁止のまま放置され、管理職員も置かれず、敷地全体に草木が繁茂するなど、手入れがされていない状況であった。そのような管理状況の中、敷地内のキャンプ施設を使用させていた。火気を扱うことも想定され、宿泊施設であるラ・フォーレ吹屋や重要文化財でもある旧吹屋小学校も隣接しており、大変危険である。また、観光に訪れる方々の目に触れるということにも留意し、景観を保つ必要もある。高い意識をもって、適切な管理をされたい。なお、バンガローや天文台などは、アイデア一つで、十分な観光資源や教育資源になり得る。ラ・フォーレ吹屋との一体管理を検討しているとのことだが、更なる有効活用を図られたい。</p>	<p>利用頻度や今後の運用を検討した結果、平成25年度末で吹屋ふれあいの森に関する条例を廃止し、天文台およびバンガローは、観光資源として有効な施設であることから、平成26年度よりラ・フォーレ吹屋との一体管理としました。</p> <p>また、旧『吹屋ふれあいの森』は観光地にあり、観光施設に隣接しているため、定期的な維持管理(草刈等)を行い景観に配慮した対応を行っています。</p>
<p>川上地域局 「検討」</p> <p>②川上公民館分館の指定管理及び分館事業を、各地区の協議会に委託しているが、指定管理料及び分館事業委託料の収支を見ると、地域住民からの会費を原資とする各協議会の負担金が財源として算入されている。これは、公の施設の維持管理に対し、市民に特別の負担を求めていることとなり、適切ではなく、分館事業については、各協議会の独自事業との分別が必要である。各事業を精査し、見直しを検討されたい。</p>	<p>平成26年度から指定管理委託料及び分館事業委託料とも、委託事業と独自事業を精査し、実施している。</p>

<p>健康づくり課 「検討」</p> <p>①健康増進施設「朝霧温泉ゆ・ら・ら」の備品（食器類等）の保管方法について、一考されたい。防犯上及び衛生管理上、本来の品質を保っていなければ保管ということにはならない。 また、備品の一部を貸し出しているが、明確な根拠により、適切な判断のうえ取り扱うこととされたい。</p> <p>②健康づくりのための各種健診、相談、健康教室等事業については、それぞれの目的に沿い、効果的な事業になるよう、事業内容等を十分検討、検証されたい。 また、各種検診については、より一層の普及啓発等を行い、受診率の向上を図り健康づくりの意識を拡充されたい。</p>	<p>現在、健康増進施設「朝霧温泉ゆ・ら・ら」については、施設の用途廃止（普通財産化）を先に行っております。 備品（食器類等）について、民間等に対し現状有姿での売却に向けて、貸し出し先からすべて返却していただいております。 今後、売却が完了するまでの間、適切な備品管理に努めます。</p> <p>第2次すこやかプラン 21 計画策定において、健康課題に対応する各種数値目標を設定しています。その目標達成にむけ、健康教室・健康相談等の見直しを行い、実施しています。 また、各種検診については、受診環境の改善、受診機会の拡大またケーブルテレビによる定期的な情報提供等を行い、その効果として、受診者数が増加しています。今後は、愛育委員・栄養委員等の組織育成に努め、さらなる受診勧奨と健康意識の醸成を図ります。</p>
<p>福祉課 「注意」</p> <p>①社会福祉協議会への委託・補助事業については、業務内容等を十分に精査、検討され、適切な監督、指導の下、事業目的に沿った適切な事業となるよう徹底されたい。</p>	<p>社会福祉協議会への委託・補助事業については、予算要求時にヒアリングを行っています。また、事業報告、実績報告時等に内容、対象者等の確認を行っています。今後もヒアリング、内容確認等を十分に行い、業務内容の精査、監督、指導をより一層行うよう努め、目的に沿った福祉事業を行っていきます。</p>
<p>保険課 「注意」</p> <p>①本市全体での保健、医療、福祉関係機関の包括的な連携を図られたい。また、各診療所の今後の在り方・役割等を考慮のうえで、医療機器の更新等の必要性については、過大投資とならないように、慎重に判断されたい。</p>	<p>市民が地域で安心して生活していくためには、地域住民を含め、保健・医療・福祉の関係機関が連携を密にして地域全体で見守っていく社会の実現が重要です。このため高梁市においても地域包括ケアシステムの構築をめざしており、現在は岡山県の委託事業である在宅医療連携拠点事業を実施し、医療・介護の連携強化を図っています。今後は地域包括支援センター事業の中で、地域包括ケアシステムの構築を推進していく予定です。 診療所については、平成 26 年 1 月に提出された高梁市地域医療福祉検討委員会</p>

	<p>からの提言書に基づき、現行の医療体制を可能な限り継続できるよう努力することとしております。しかし、人口減少などにより運営は厳しい状況でありますので、効率的な運営方法の検討を行ってまいります。医療機器の更新にあたっては現状機器と同程度のものを基本とし、必要性についても十分検討し、適切な支出に心がけてまいります。</p>
<p>会計課 「検討」</p> <p>①請求書に請求日付と異なる受付「日付印」の押印が散見される。請求書の請求日と職員が請求書を受領した日が異なる場合に押印するのはやむを得ないが、支払い遅延防止（請求日から15日以内の支払）に対応するため「遅延逃れ」の押印は不適切である。実際に支払遅延が、問題になった場合、請求者への「公開に耐え得る文書」でなければならない。職員に対し、注意喚起が必要である。</p> <p>「注意」</p> <p>①昨年度、「会計事務の手引き」を作成され、職員の適切な会計事務執行に努めているが、引き続き、「会計事務の手引き」を有効に活用するよう周知徹底され、より一層、適正な会計事務が行えるよう、監督、指導されたい。</p>	<p>指摘の事案が見受けられることはありますが、個別の指導により、請求書を受領した日から15日以内の支払については職員が意識しており、減少傾向にあります。これからも、職員に対して、個別に指導していきます。</p> <p>適正な会計事務執行については、「会計事務の手引き」を活用するよう、職員に周知徹底していきたい。</p>
<p>社会教育課 「注意」</p> <p>①新中央図書館建設の構想もある中、未返却図書については、更なる対応の強化をお願いする。また、蔵書だけでなく、館内の備品についても台帳整備による厳重な管理を行い、新館への移動に備えられたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・未返却図書の対応について 延滞者には3箇月毎に文書などで督促を行い、早期の遅延解消に努めており、引き続き未返却図書の解消に努めます。 ・館内の備品管理について 館内の蔵書及び備品は、備品台帳等の整備を行っており、引き続き適正な管理に努めます。